

令和5年度 夏の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

期 間：令和5年7月11日(火)～20日(木)までの10日間

重点事項：子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と保護意識の醸成
安全運転意識の向上と飲酒運転等の防止
自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故

～ 広めよう 交通安全スリーS運動 ～

ヘルメットを
着用しよう！



(3) 主要実施事項

◇子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と保護意識の醸成

～ 思いやり運転を実践しましょう ～

- ①歩行者は、信号を守る、横断歩道を利用する、歩行者横断禁止の標識のあるところでは横断しないなど、交通ルールを守りましょう。
- ②通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動を推進しましょう。
- ③ドライバーは、子どもや高齢者等を見かけたら速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践しましょう。

◇安全運転意識の向上と飲酒運転等の防止

～ 危険運転の根絶を図りましょう ～

- ①「飲酒運転四(し)ない運動」(運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にすすめない、飲んだ人に運転させない)を、家庭、職場、地域、飲食店等の事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ②運転中の「ながらスマホ」や「あおり運転」等は悲惨な交通事故を招くことを意識し、絶対にしないようにしましょう。
- ③安全運転に不安のある方に対しては、運転免許の自主返納を勧める等加齢等に伴う運動機能の変化が運転などに及ぼす影響等について話し合ひましょう。

◇自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

～ 交通ルールを守りましょう～

- ①自転車乗車用ヘルメットの着用を推進しましょう。
- ②自転車に乗るときは自転車安全利用五則を守りましょう。

<自転車安全利用五則>

1 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

- ③自転車損害賠償保険等へ加入するよう呼びかけましょう。
- ④「特定小型原動機付自転車(電動キックボード)」を乗る時は、交通ルールを守りましょう。

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

期 間：令和5年8月1日(火)～10日(木)までの10日間

重点事項：子ども、女性の安全を守る活動の推進

自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止

特殊詐欺の被害防止

住宅対象侵入盗の被害防止



(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

◇子ども、女性の安全を守る活動の推進 ～SNS利用による被害が増加～

- ①夏休み中は、子どもだけで外出する機会も増えます。子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。

ついていかない みんなといつもいっしょ きちんとしらせる おおごえで助けを呼ぶ にげる

- ②SNS利用による、子どもの犯罪被害が増加しています。SNSを適切に利用するため、親子で話し合い、「個人が特定される情報を書き込まない」などのルールを決めましょう。
- ③共同住宅の中高層でも被害が発生しています。ベランダ窓や玄関の鍵を確実に掛けましょう。また、オートロックマンションでも隙を見て侵入してくる場合があるので注意しましょう。
- ④注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。

◇自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止 ～住宅駐車場でも被害発生～

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。
- ③ハンドルロック器具や警報機などの複数の盗難防止機器を組み合わせ活用しましょう。
- ④自動車のナンバープレートが悪用されないよう、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ⑤車内に荷物を置かないようにしましょう。

◇特殊詐欺の被害防止 ～犯行の手口が巧妙化～

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②区役所職員などを名乗っての「還付金の手続きのためATMで手続きをして」は詐欺です。慌てず区役所などに還付金の有無を確認しましょう。また、携帯電話などを使用しながら、ATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害を疑い、声をかけましょう。
- ③インターネット閲覧中に、ウイルス感染したかのような警告画面を表示して偽のサポート窓口で電話をさせ、修理費用などを騙し取る手口が発生しています。警告画面に表示された電話番号には連絡しないようにしましょう。

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ～無締りの被害も多発～

- ①短時間の外出や家にいるときでもカギかけを徹底しましょう。
- ②窓に補助錠や警報機などをつけ、自宅の防犯性能を向上させるとともに、防犯カメラの設置や住宅周囲の見通しを良くし、侵入されにくい環境をつくりましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,200部 通番67号